

国有企業価格政策論争について

辻 和 夫

- 一 は し が き
- 二 社会主義経済計算論と限界原理
- 三 平均原理と限界原理
- 四 公有公益事業料金論としての限界原理
- 五 国有企業価格政策論と限界原理
- 六 む す び
- 一 は し が き

第二次世界大戦の末期以降、英国の経済学者を中心に、国有企業の価格政策原理をめぐってかなり広汎な論議が展開されてきた。とくにそれは、いわゆる限界費用原理、すなわち資源の合理的配置が達成されるために、限界費用が価格に等しくなるように各種生産要因が各生産部門と企業に分配されねばならないという原理を基礎とする国有企業経営政策を争論したものであった。これは今世紀三十年代に社会主義での経済計算の機能にかんする討論に直接つながってきたと同時に、他面では公益事業における価格設定の理論として、同時代に——この方

がややおそかったが——行われた討論とも関連してきた。

本稿はかかる限界原理をめぐる国有企業価格設定政策論争のいきさつを明らかにしながら、そのなかで限界原理が資源配分の政策準則としてはじめはかなり支配的なものであったにも拘らず、次第に斥けられて行った経過と、それが限界原理自体のもつ推論上のいかなる欠陥にもとづく結果であったか、を討論の内容に即しながらみてゆこうとするものである。

二 社会主義経済計算論と限界原理

1 公企業における価格設定政策原理は、その討論の源流を社会主義における経済計算、すなわち合理的資源配分の可能性の問題をめぐる、今世紀二〇年代以降、特に三〇年代を中心にきわめてイデオロギー的な性質をとらないつつ展開された論争に求めることができる。

一九二〇年L・V・ミーゼス^(註)によって提起され、その後G・ハルム、F・A・ハイエク、C・テイツシュ、H・ツアッセンハウスその他（以下に触れる人々をも含めて）多数の論者を巻きこんで、広汎な論議がくりひろげられたこの種の論争については、いま改めて想起する必要もないほどよく知られている。さし当って必要なことは、これが後に国营企業の価格政策にかんする討論——限界費用原理をめぐる——にひきつがれて行く過程の序奏として、いわば論議の原型を形成した限りにおいて、この時期の様々な社会主義経済計算論のいくつかに言及することである。

(註) 勿論、かれより以前、すでに一八九七年にはW・パレートが同様の問題を提起し、一九〇二年にはN・G・ピアソンが

K・カウッキーとの論争において、社会主義における価値問題の存続を主張し、価格システムのあり方を問うている。が、系統的に論議の方向を設定しながら問題を提起し、議論を進展させたのは、かれが最初であろう。なお同時代には、M・ウエーバー、B・ブルッカス等の社会主義経済計算不能論の主張も見られる。

L・V・ミーゼスは、社会主義経済では資本財や生産諸要因にかんする市場が存在していないためそれらの貨幣価値を決定し得ず、従つて貨幣による計算が行われず、生産は経済的考慮によつて指導されることはないといふ述べた。このミーゼスによる衆知の挑戦は、価値理論にかんする根本的な誤りにもとづいた、社会主義経済問題への間違つた攻撃ではあつたが、しかしO・ランゲをして「体系的に社会主義者をこの問題に接近させた功績」をもつと評価せしめたものである。と同時に、——同じくランゲによれば——このミーゼスの議論は一九〇八年にE・パローネがパレート的一般均衡方程式を用い、試行錯誤の過程を経て——もつともかれはその具体的方法は示さず、これは後にF・M・テイラーにより初めて具体的に示唆されたが——社会主義での経済計算の可能なることを認めたことによつて、すでに論破されていたと見られている。^(註)

(註) このような資本主義経済法則と社会主義経済法則との質の相異を捨象し、経済制度間の形式的同一性に推論の基礎をおく視角での解決は、何ら解決を意味しないのであるが、兎に角、かかる基礎のうえで殆んど全ての討論が展開されて行くのであつて、根本的な論点についての批判は後に譲ることにし、今は、討論の進行をみてゆくことにする。

そして、反社会主義論は別の角度から、すなわち社会主義での資源の合理的配分は理論的には可能だが、実際的には不可能だという形に転じた。F・A・ハイエクやL・C・ロビンズの説論がそれである。「紙の上ではわれわれはこの問題が一連の数学的計算により解決されると考えうる……だが実際にはこの解決は全く不可能である。それは数百万の統計資料にもとづく数百万の方程式を作ることを必要とするが、その統計資料は数百万をは

るかに越える個々の計算にもとづくものである。……計画化の問題の実際の解決がパレート方程式にもとづいてのみ可能であるとの示唆は、ただそれを唱えた人々がこれら方程式の意味するところを把握していないことを示すにすぎない。⁽³⁾」

この議論は、パローネ型社会主義経済計算論には有効であり、かつそれだけの意義しかないものにすぎないが、われわれはここで、パローネよりおかれて、かれと同様にパレート流の連立方程式による経済計算論を以てミーゼスに応えようとし、そのなかで後の非マルクス主義的社会主義者達の理論的掘りどころとなつた限界費用原理をはじめて提示したH・D・デッキンソンの所説をきくことにしよう。

(註) B・P・ベックウィズは、デッキンソンが限界費用原理の最初の提示者であるということに反対しているが、かれの反対は有効なものとは思われない。デッキンソンが価格と限界費用との均等すべきことを明言せず暗示する止っているのは慥かであるが、しかし、かれが産出高統制法として、それを考えていたことも慥かである。⁽⁴⁾

2 H・D・デッキンソンの主たる関心は、社会主義経済における中間生産財価格の設定の理論的可能性を示し、「少くとも資本主義におけると同様に費用と効用との経済的均衡を確立し、競争的需要の満足のために諸資源を配分することが可能であろう」⁽⁵⁾ことを明らかにしてミーゼスを論駁することにあつた。

かれは、全資源と生産財が社会に所有され、あらゆる生産を社会が営むが、各生産単位は自主的計算体 autonomous accounting body であつて、生産の組織が資本家的有限責任会社と類似の自主的公社 autonomous corporations のヒェラルキーの手中に握られている経済を想定する。資本主義生産と異なる点は全企業が「ガラス張りの中で営業する」⁽⁶⁾ため、全経済を監督する最高経済審議会 Supreme Economic Council が産出高、費用、

売上、在庫その他必要な統計データを完全に入手しうることである。かくて「完成財および生産的用途にたいする自由市場が各生産連鎖の終端に与えられるならば、中間財が市場で販売される場合に存在するであろうような価格と量が理論的に決定されうる」というのである。すなわち、諸財の価格は需要と供給とを均等化するように決定されるが、社会主義——デイッキンソンの考える——では最高経済審議会がもつ統計的情報にもとづいて財の均衡価格を数学的に決定して、経済の均衡化を計ることが可能とされる。その場合、(1)各消費財の需要函数(2)各消費財単位量とその生産諸要因量との間の函数(3)各生産物の販売価格が生産諸要因価格と均等化すべき条件を示す函数(4)各生産要因の供給函数という四種の函数が得られるならば「全てが一組の連立方程式に解消されうるか、あるいはすでに確立された均衡からの僅少な偏倚だけが考慮される必要があるにすぎないから、偏差計算の問題に解消する」⁽⁸⁾のである。こうして生産諸要因価格が決定される〔なおこの他に利子率および危険料の決定についてもデイッキンソンは述べているが、さし当って余り関係がないので省略する〕ならば、最高経済審議会は「生産機構全体の費用計算と統制の全般的体制を確立するに必要なデータを全てもつ」⁽⁹⁾ことになり、代替性原理を充分に適用して資源の配分と利用を行いうると考えられる。

右のごとく、連立方程式の設定とその解による経済計算が理論的には可能であると論じたデイッキンソンは、さらに価格と限界費用の均等による産出統制にも言及する。「社会主義的費用計算では、供給価格と限界供給価格との差異を考慮に入れることができる。ある与えられた商品の供給計画が設定されたならば、その限界供給価格表を算定することが可能となろう。財貨が逓増費用で生産される場合、費用額に若干が追加され、逓減費用の場合は費用額から若干の控除が行われるであろう。その追加分は限界費用平衡基金 Marginal Cost Equalisation

Fund と呼ばれる特別の基金に繰入れ、控除分はこの基金から支払われるであろう。この基金の残高は社会の一般所得に繰入れられる（純損失の場合はそれから支払われる）。すなわち供給価格は限界費用に均しくあるべきことが暗示され、逓増費用産業における超過利潤部分と、逓減費用産業における損失部分とが一つの基金にプールされる機構を想定しているが、一体ディッキンソンが、最高経済審議会による中央統制とこの限界費用原理による産出統制との相互関係を、どのように考えているのかは明らかでない。もともと限界費用原理なるものは——もし経済的統制原理として何らかの意義をもちうるものとすれば——一定の固定投資水準を所与とした場合の価格——産出量の統制問題を取り扱いうるにすぎないものである。それはあくまで基本的な固定投資問題に從属する副次的な原理であろう。ディッキンソンの暗示する中央統制路線と、限界費用原理による個別企業の産出統制路線——自主的公社制——との無限定な並立は、原理的に矛盾するものの並立であり、^(註)かれが中央計画投資の決定的な意義を軽視していることを示すものに外ならない。

(註) B・P・ベックウィズも、この点に触れ、限界費用原理は「価格と市場の存在を仮定し、全般的最適条件よりもむしろ部分的最適条件を達成する方法」だから「中央計画制と相容れない」と指摘する。^(註)しかしかれは、中央計画制に反対の立場からそれを行うのである。かれの批判は——論拠には若干の問題があるが——ディッキンソンにおける二つの統制原理の併立の矛盾を指摘するものとしては効力をもって、社会主義経済計算にかんする議論としては無効である。

さらに投資の計画化——それは市場の介入も必要としないし、複雑な方程式がなければ不可能なものでもない——を前提とする限り、社会主義においても限界費用統制原理に副次的役割、例えば、既投資設備の利用度の決定のための基準としての役割を果たすこともありえよう。M・ドップによれば、耐久的用具が比較生産性の見積りに基づく計画的な決定により一旦据えつけられ、かつそれが「現在の需要にたいして『完全に』調整されていない場合」には「施設や設備の利用の強度を決定する際にただ限界費用のみを計算する」べきで、「需要が変化・変動する世界」ではこれが「通則」だと述べている。^(註)

ディッキンソンは価格制度の本質的意味を検討することなく、ミーゼスへの抗論にとられすぎて価格機能の支配する経済体制を社会主義経済に想定した。これは不可避的に価格メカニズムの作用する経済に固有の不均衡と変動を持ちこむことになる。そこでかれは「一たび体制が動きはじめれば、社会主義社会の枠内で一種の資本家的生産に作用するモデルを創りだすことはおそらく不必要となるであろう」と弁明した上で、数字的な解法にもとづく中央統制の可能性を暗示するのである。

だがそれが、実用性の点からいっても不可能なことは、ハイエクやロビンズの指摘をまつまでもない。かくて、この新たな角度からする攻撃にたいして、より現実的な社会主義経済計算論を展開しようとしたのがO・ラングであった。しかし、かれにおいても価格制度や費用法則の形式的理解が本質的理解にとつて代り、いかに資本主義経済の主要命題が社会主義社会でも通用するか、の論証に終ってしまったようである。そしてかれ以後のあらゆる「民主的計画論」者たちはミーゼスの設定した、問題の形式的な方向にそつての議論の洗練化をおし進めていった。価格や費用の運動は生産諸決定のアトミスティックに行われる状況にふさわしい媒介用具にすぎず、資源の配分という、より基本的な問題が解決されるための歴史的な形態であり「個人主義経済の下における企業家にたいしては、それが必然的に費用の問題として現われる」が「全体としての状況を展望するものにとつては配分の問題として、従つて又（資源の量と完成生産物の相対価値が与えられるならば）各種の用途における（技術的な）相対的生産性の問題として現われる」ものである。この価格制度の歴史的な本質の問題はますます論議の外におしやられ、形式的な価格設定論が洗練化されるにつれて、限界費用原理がこれら「民主的」社会主義者たちの頭脳を支配するようになっていくのである。

3 O・ランゲによれば、ミーゼスは「社会主義経済理論の中心問題……を最初に定式化」した功績はもっているが、経済計算の不可能性を証明し得てはいない。その理由は、かれが価格の二つの意味、「市場における二財の交換比率」(狭義)と「代替物が提供される条件」terms on which alternatives are offered(広義)を混同しているからである。「価格が資源の配分に不可欠なのは後者の意味においてのみであり、一財の他への変型の技術的可能性にもとづいて、その価格は社会主義経済においても与えられる」ものである、^(註)としてかれはミーゼスの定式化の方向にそって、自身の社会主義経済計算論を呈示する。

(註) ここにランゲが価格の二種概念をあげているのは、彼自身述べているように、ウィックスティードの定義に依拠するものだが、かれは前者を価値形態概念としての価格、後者を価値実体たる必要労働量の計算技術的表現と考えているようである。当時、ランゲによればマルクス経済学の「労働価値論は、近代経済学の一般的経済均衡の静態理論と同一」^(註)で、いづれも所与の生産資源の、異なる産業間の配分を取扱うものと考えられている。(かれはマルクス経済学の独自に秀れている点は、労働価値論——資源配分論——ではなくて「資本主義を交換経済一般と区別する制度的データinstitutional datumの明示」「資本主義経済発展の制度的骨組の明示」にあるとする)このランゲにおける経済と経済理論の二重の形式的把握——静態(資源配分の理論)と動態(発展の理論)の区別と、労働価値論と静態均衡論との形式的同一視——は、かれのミーゼス評価と批判の視角における形式主義的誤謬と関連がある。

かれは、消費財と労働用役にたいする市場をもち、資本財および労働以外の生産資源にたいする市場のない社会主義経済組織を考え、そこで資本財と労働以外の生産資源の価格すなわち広義の「計算価格」が、ディッキンソン流の数学や需要函数・供給函数の知識の力もかりずに、試行錯誤の方法により簡単に見出されることを示そうとする。

「計算価格」の決定は「正しく競争的個人主義的体制におけるごとく」^(註)二つの条件、すなわち消費者、生産者、

労働者らの行動準則を示す主観的均衡条件と、客観的条件すなわち資本主義競争市場における客観的価格体系と同じ役割を果たす「価格のパラメーター機能」^(註)の存在とよって均衡論的に行われる。

(註) 個々の事業家にたち向う価格は、市場における全個人の決定の結果であるが、各個人は現実の市場価格を、自分がそれに適応せねばならぬ与件と見做して行動する。この価格と諸決定との相互規制作用、均衡指向作用を指している。

中央当局は生産財（労働以外の）の歴史的に与えられた価格を以て出発し、各工場、産業管理者は中央計画機関の設定せる価格にもとずいて計算を行うよう計算規則 accounting rule が課される。こうして「一度価格のパラメーター機能が計算規則として採用されれば、価格体系は客観的均衡条件によって樹立される。」^(註)すなわちもし設定された生産財価格が均衡価格より離れておれば、計算期間の終りには当該財の余剰が不足を生ずる為、価格の引下げか引上げが要求される。こうして試行錯誤の手續を経て容易に均衡的、「計算価格」が得られるというのである。

さてわれわれにとり問題なのは、主観的均衡条件のうちの、生産管理者にかんするものである。ランゲは、社会主義企業管理には二つの基本原則があるという。一つは、「貨幣一単位に値いする各要因量の限界生産力が、全ての要因にたいして均等であるごとき割合で諸要因を結合する」^(註)こと、すなわち「平均費用を極小化する生産方法」^(註)を選ぶこと、他の一つは「限界費用が生産物価格に等しい様に生産量を決定する」^(註)ことである。^(註)第二の原則は産業規模を決定する指導原理としても機能し、産業はその負担する限界費用に等しい価格で販売しうるだけの財を生産することになるが、それには新工場建設費、現工場拡充費も含まれる。

(註) はじめ、ランゲは第二原則を「価格が最小平均費用に均等となる産出高」^(註)を生産するべき、所謂平均費用原理をたてて

いた。これにたいし、A・P・ラーナーはランゲ原則が完全競争均衡を目的とする点を批判し、これは完全競争均衡のための技術的諸条件〔産業に小規模多数工場が存在するため夫々が平均費用極小の最適点で産出しうる〕がなくなること〔設備規模増大のため〕が新制度への移行を必要とする事実と矛盾し、かつ、仮令この条件が得られたとしても動態的社会では完全競争均衡の達成は絶えず挫折せざるを得ないと述べた後、真に目的されるべきものは価格と限界費用の均等（あるいは比例）しうる産出高で、完全競争均衡の望ましき真因はそれがこの条件を充たしている点にあるにすぎない、と論じた。ランゲはこの批判を全面的に受け入れ、「限界費用と価格の均等という原理は、ラーナー氏が完全に正しく指摘するように、計画目標をもつ諸決定の首尾一貫性を保証する最も一般的原則である」と、考えを改めたのである。なお平均費用原理対限界費用原理の討論については、このランゲ⇨ラーナー論争と殆んど時を同じくして、H・D・ダービンとラーナーととの間に行われた、もつとも原理論的な論争を中心に、次章においてとりあげることにする。

*ランゲは「The Review of Economic Studies」誌の一九三七年二月号において行ったラーナーへの回答のなかでは、限界費用原理が「現存工場の経営者のみならず全産業経営者」にも適用される指導原理であるが、しかし、産業における設備拡張あるいは縮少のための準則として平均費用と価格の均等原則がやはり必要だと述べ、固定投資問題は別個の取扱いを要する点を暗示した。しかし、その後論文「社会主義の経済理論」（これは右誌一九三六年十月号および一九三七年二月号に発表され、ラーナーに批判された旧論文の追加補正を行った上でB・E・リビンコット編集による同名の書物に収録されたもの）において、本文のごとき見解に達した。ここでは限界費用原理の専一的適用が考えられている。しかしランゲは設備の不可分割性が限界原理に根本的な困難をなげかけることにたいし、各不可分割的投入量の費用は「産出量の連続的函数ではないから……これによって獲得される追加的産出物から期待できる諸収益と比較しなければならぬ」として、ラーナーに従い長期限界費用概念を使用した。これは後に述べるごとく限界理論としての自己破産を示すものである。B・P・ベックウィズはこの変化について「生産量統制と投資統制との合理的な区別を示唆している」と云っているが、実際はそれと逆の方向にランゲの説は変化したのである。

ランゲにおける経済形態では、明らかに企業あるいは産業での産出と投資にかんする諸決定は、分権化された機構を通じて行われるものであり、その「計画局はおよそ計画機関ではなく、むしろ価格設定機関である」にす

ぎない。企業あるいは産業管理原則は、ランゲ自身のように「競争組織において利潤を極大化せんとする私
の生産者の狙いが実現するのと同じ機能を遂行する」のである。⁸¹⁾

われわれは、社会主義経済計算における限界費用原理論の展開をさらにあとづける前に、それが社会主義にお
ける投資の集権的、計画的決定に代って、分権化された資本制的な投資決意機構を合理的に機能させるための原
理として、資本制的価格メカニズムが形式的には社会主義にも作用しうることを論証しようとする理論的な支柱
であったことを、もう一度はっきり確認しておかねばならない。

- (1) ランゲ・テラー「計画経済理論」(土屋訳)六九ページ
前掲書、五二ページ以下
- (2) L. C. Robbins, *The Great Depression*, 1934, p. 151.
- (3) B. P. Beckwith, *Marginal-Cost Price-Output Control*, 1955, p. 57.
- (4) H. D. Dickinson, 'Price Formation in a Socialist Community', *Economic Journal*, XLIII (June, 1933), p. 250.
- (5) *ibid.*, p. 239.
- (6) *ibid.*, p. 242.
- (7) *ibid.*, p. 242.
- (8) *ibid.*, p. 242.
- (9) *ibid.*, p. 245.
- (10) *ibid.*, p. 246.
- (11) B. P. Beckwith, *op. cit.*, p. 59.
- (12) M・ドゥン「政治経済学と資本主義」(岡訳)二八八ページ以下、およびM・ドゥン「経済理論と社会主義I」(都留外
訳)九四ページ以下を参照
- (13) M・ドゥン「政治経済学と資本主義」二九一―二ページ
- (14) H. D. Dickinson, *op. cit.*, p. 242.

- (15) M・ドップ、前掲書、二八七—八ページ
- (16) ランゲ・テラー、前掲書、七三—四ページ
- (17) O. Lange, 'Marxian Economics and Modern Economic Theory,' *Review of Economic Studies*, Vol. 2 (1934-35), p. 195.
- (18) *ibid.*, p. 197.
- (19) *ibid.*, p. 195.
- (20) ランゲ・テラー、前掲書、八八—九ページ
- (21) 前掲書、九七—八ページ
- (22) 前掲書、九一—二ページ
- (23) 前掲書、九三—四ページ
- (24) 前掲書、九一—二ページ
- (25) O. Lange, 'On the Economic Theory of Socialism,' *R. o. E. S.*, Vol. 4 (1936-37), p. 62.
- (26) A. P. Lerner, 'A Note on Socialist Economies,' *R. o. E. S.*, Vol. 4 (1936-37), pp. 74-6.
- (27) O. Lange, 'Mr. Lerner's Note on Socialist Economies,' *R. o. E. S.*, Vol. 4, p. 144.
- (28) *ibid.*, pp. 143-4
- (29) ランゲ・テラー、前掲書、一〇六—七ページ註記
- (30) B. P. Beckwith, *op. cit.*, p. 74.
- (31) P・M・スティーシー「社会主義」(岡訳)二八七—八ページ
- (32) ランゲ・テラー、前掲書、九一—二ページ

三 平均原理と限界原理

1 一九三六—七年には、ランゲを含む多数の「民主的」社会主義者が限界費用原理論を精力的に展開したので

あるが、^(註)本章ではそのうち、平均費用原理との理論上の対決点をもっともよく表わしたE・F・ダービンとA・P・ラーナーとの論争を中心にみてゆくことにする。

(註) 例えばJ・E・ミードは、むしろランゲに僅かに先んじてこの理論を次のように提唱した。

「1、公有企業の経営責任者は、その生産物につけられる価格が、それをもう一単位生産するに必要な要因の市場時価を越えるかぎり、要因の雇傭を拡大し、生産を増加すべきである。2、ある要因の時価がそれと代替的な要因同分量の時価より大であれば、要因を互いに交換して同一生産高をあげるべきである。3、中央当局は雇傭諸要因に対して、夫々その需要と供給とを均等にするような価格を保証すべきである」⁽¹⁾

ダービンは「価値理論と経済計算は他のいかなる制度とも同じ様に、中央統制経済制度にも適用される」⁽²⁾ものであり、諸資源の配分は計画経済において完全競争均衡を示す徴候を実現するための経済計算によって行われると考へる。

完全競争は消費者選好にそつて生産が究極的に調整され、稀少資源利用の最適化がはかられるというのが価値論(近代理論的)の教義であるが、均衡の表示形態には三つの主流が存在する。第一はマーシャル派需要供給曲線を用いるもの(これは限界収入が限界費用および平均費用に等しくなると表示する)第二はオーストリア派限界生産物を用いるもの(これは均衡においては全ての交換可能生産要因の限界生産物が均等化すると表示する)第三はワルラス・バレートの連立方程式による均衡表示である。このうち第三のものは実践上不可能であり、第二のものが理論的には計画経済での資源配分上の導標たりうるものであるが、しかしこれも限界生産物の算定上の困難があるため、現実に正しい均衡状態にあるかどうかは、他の方法による査照を要することになる。従つて結局、第一の英国型費用分析がこの問題にかんする適応性を有するとして、以下平均費用を用いる資源配分原理を展開するのである。

社会主義トラストは様々な設備規模での平均費用曲線を推定し、他方に需要曲線を見積り、それが平均費用曲線の最低点で交叉しうるものを最適設備規模として選択しうる（この場合価格は正常利潤を含む長期平均費用に等しい）が、経済が静態ではなく、動態的な場合右の状態は単純推定によって実現されるほど簡単ではない。

（註） 正常利潤についてダービン^(註)は云う「生産諸要因の完全な分割可能性と完全な移動可能性を有する場合、全機械は正常利潤すなわちその取替費用に市場利率をかけたものを得る。均衡においてはいかなる機械もその減価償却引当金と、それが他に投資されることを防ぐに足り、かつ他から資本の流入をまねくには不十分な利潤を得る。」

経済計算上、考慮を要する不正確性あるいは変動には三つの型——需要条件、非特殊要素価格、固定資本市場価値^(註)——がある。需要が予想より大きかった場合には、利潤が正常以上となり、その結果設備増設が要請されるだけのことと比較的簡単である。しかし需要の過少あるいは低減のため正常利潤獲得不能の場合、社会主義トラストには代替的な二つの政策の選択問題という特殊な困難が生ずる。その政策一つは利潤の可及的極大化すなわち限界収入が限界費用に等しい点まで生産を縮減すること——これは競争的私企業と同じ対処策である——である。だが社会主義トラストは私企業のごとき利潤極大化を要求されるものでもないから、これと別の選択すなわち価格と限界費用と等しい点での生産に止まることも可能である。そしてダービンによれば第二策（限界費用原理）は「工場設備が土地と同じ意味での技術的固定物と見なされる限り（過去は過去 bygone being [bygone] 少くとも移動可能要素にかんしては限界収益が限界費用を補償することになるのであるから、「理論的には望ましい方策」である。ただしこの政策選択の結果は巨額の損失となることがきわめて多いから、全産業の社会化——完全社会化の場合には一方の損失が他方の利益として相殺される——を必要条件とする。

かくてダービンは限界費用産出統制の部分的有用性を理論上は認めるのであるが、しかもなお二つの現実的論拠をあげて第一策がより望ましいとして、結局限界費用原理を排斥するのである。その一つは主要費用支出と固定資本維持費との区別が困難であるため、生産制限を行わずに経常支出を続行するのは、余剰資本維持を意味するが、その点第一策では生産制限が不可避で、余剰設備の存在を自働的に示しうること、他の一つは第一策が各トラスト経営者をして採算性の基礎にたつため、独立して市場条件に適應することが出来、中央当局の指令は次の如く簡単なもので済む実際の便宜さを有すること。——「ここに設備がある。いかなる産出高にせよそれを最小の総費用で生産せよ。正常利潤が得られる限り産出高を最大にせよ。市場条件変化により正常利潤が得られぬ場合は利潤を極大化せよ。その場合設備能力以下の生産とならう。そこで完全操業点でその産出高を生産し、正常利潤をあげるような小規模設備はいかなるものかを考えよ。時が熟せば *In the fullness of time* それが建設されねばならない。」⁽⁵⁾

(註) 資源価格変動および技術条件変化による設備陳腐化については右の政策選択上の結論を変化させるような影響はないと考えられている。⁽⁶⁾

以上のごとく、ダービンは社会主義企業における平均費用原理(正常利潤原理)の採択によつて稀少資源の適正配分が可能であると主張したのである。「価格と費用との関係に直接反映しないような、従つて実現利潤水準と正常利潤水準との関係における変化によつて望ましい調整のあり方を明らかにしないような動態的变化というものはない。生産単位内外の余剰収益の関係変化を観察することによつて、計画経済においても単純な経済計算が可能であると思われる。」⁽⁷⁾

2 A・P・ラーナーはランゲ理論への批判に引続き、これと全く同じ視角からダービンの平均費用原理を批判しつつ、計画経済における限界費用統制原理の専一的適用理論を、論文「社会主義経済学における静態論と動態論」⁽⁸⁾において始めて呈示した。^(註)

(註) 後にかれは統制経済論一般を論じた書物の中でこの主題を再論しているが、議論の基本的命題については変化していない。⁽⁹⁾

かれはデイツキンソン、ダービンらが企業管理技術の問題に完全競争均衡の考慮から接近し、経済分析論とそれに示唆される管理技術との混同を冒している点に根本的批判を向ける。ダービンの分類した三つの競争均衡表現形態は「いづれによる合理的説明も同一の教理を含んでいるとしても、それらによって示唆される経済管理諸技術は異なるであろう」⁽¹⁰⁾。第三の全般的分析形態は経済の全関連条件の認知を理想とするものであるから、経営者が処理可能なだけの考慮事項をもつ管理技術として最不適で、ダービンがデイツキンソン型管理法を正当にも現実性なしと斥けた時、管理技術を区別していたはずである。企業管理にとっては部分分析の方が有用であるがダービンはマッシュル派分析の示唆する平均費用型管理の原則（以下第一原則と呼ぶ）とオーストリア派分析の示唆する限界費用型管理原則（以下第二原則と呼ぶ）との折衷を計り、失敗している。もし客観的に完全競争条件があれば第二原則のみで均衡に達しうるはずだから、「第一原則が何らかの効力をもつ場合、それは完全競争のある徴候 symptom を別の徴候と取り替える効力であり、従って実際に競争の状態は達せられていない」⁽¹¹⁾わけである。平均費用と価格が均等であっても限界費用と価格の均等——これこそ分析体系が示唆する企業管理の真目的 desideratum——は保障されていなく。

更に重大なのは J・ロビンソンの分析に明らかなように、不完全競争条件下では両原則を満足させてもなお完全競争均衡には達していないのである。

かくて「単に完全競争均衡の諸徴候のあるものをもたらすような諸原則を与えるだけでは、かかる均衡設定のための客観的諸条件が欠けている場合、均衡を確立することは不可能である」が、ダービンの論理は右の点で矛盾したものとすることは明らかである。「われわれが（完全競争均衡の）二つの徴候と真目的との関係を知らざる限り、それらの正しい選択などあり得ない。そしてもしこの関係を知ればもはや完全競争にかかわり合う必要はなく」⁽⁴⁾ 企業管理技術はこの「真目的すなわち資源の最も経済的な利用を直接目ざさねばならない」⁽⁵⁾。それは部分分析理論の示唆するごとく「生産物価格が生産物もう一単位を生産するに要する要因の物理的量と要因価格の積（すなわち限界費用）に等しくなる点」⁽⁶⁾まで要因使用を拡大することである。「われわれの求める指導原理は価格と限界費用との均等以外の何ものでもなく」。

ラーナーは次いでダービン理論の個々の問題点を批判する。ダービンが僅かに限界費用原理の有用性を認めようとした際「設備が土地と同じ意味での技術的固定物とみなされる限り」と条件をおいたのは、可能な全用途が技術的に所与である設備を、ある意味では固定的でなくされうる「資本」の簿記的概念と混同しているものだし、主要費支出と固定資本維持費との確然たる区別の問題は、主要費と間接費 overhead cost との混同にもとづいている。例えば線路補修費が単位期間に真に必要であればそれは主要費なのである。又限界費用が見積生産物にもとづくため予想の不正確さによる極端な誤差が生ずるという点は、別の原則を要請するものでなく評価方法の改善を要求するだけであり又、限界費用統制が損失をもたらすというのは理由のない仮定である。

ラーナーのダービン批判のもう一つの主要な面は短期問題と長期問題の關係であつた。ダービンの短期産出高決定原則（第一）——「現存設備で正常利潤をあげうる限り最大の産出量を生産せよ」——は資源の完全な移動可能性のもとで達しうる完全競争均衡を旨とするものとされているが、それは予測の完全性から生じうる利点で、静態においてのみ得られる長期静態均衡である。従つて動態状況においては長期的決定のため第二原則——「正常利潤が得られぬ場合は最大利潤点で生産せよ」——発動による過剰設備確認とその後の設備調整という過程で補充されることになっている。これは逆に云えば第二原則が要請されぬ——すなわち平均利潤が得られる限り、長期的な完全競争均衡（長期平均費用最低点での産出）が達せられてみるとみなすに外ならない。ラーナーはそれを否定し、仮令正常利潤を得ていても必ずしも長期均衡点にないし、第二原則が設備過剰を自働的に示すことはない」と長期包絡線を用い乍ら批判する。又ダービンが最も理想的と考えたH・T・N・ゲイッケルの解（短期最小平均費用と価格の均等点での産出）自体も長期的な真の均衡ではない。ダービンは結局、短期的に長期完全競争均衡の諸徴候を現出させればかかる均衡が達せられたものと考える点で、長期問題と短期問題の相互關係を認識していない。又「時が熟せば」というのは「時間」を経済学的要因と認めない考え方の英国的表現である。

「短期的考慮から長期的考慮への移行の問題は、あらゆる取替え行為が他のいかなる投資行為と同様に、われわれの一般的原理に照らして考慮されねばならぬことが認識されると同時に消滅する。」^m すなわちそれは長期限界費用概念の適用を意味する。「いかなる限界項目も、それが供給するであろう用役の価格を相応の利子率で相応の期間に亘つて割引いたものが、発生費用より大きいと予想されるならば着手されねばならぬ。短期の決定が長期の決定と異なるのは、投資決定の瞬間から生産物の現われる時（あるいは期間）までに経過する時間の長さ

だけである。」⁽⁸⁾

こうして、ラーナーは結論する。「第二の一般的原理というものはない。価格は限界費用に均しくされるべきである。これが社会主義経済構築のために純粹経済理論のなすべき貢献である。」⁽⁹⁾ (註)

(註) このラーナー批判にたいし、ダービンは長期的問題についてはそれを受け入れ、「諸要因価格が常にその限界生産物価値に均しくされるべき原則と、長期的包絡線を無視したこととの間に一貫しなかった点を認める」と答えた。がその他の点では、限界原理が理論的に正しいことを否定しているわけではなく、実際上の困難——資本取替費用の問題や、経営の財務的独立性の問題——を考慮したうえディッキンソン氏よりも実際のな経済計算法を提唱しようとしただけで、ラーナーはこの点を誤解していると述べて、自説を固持し続けている。これに対するラーナーの再批判もあったが、両者は以後対立したままである。

3 デイッキンソンその他が完全競争均衡の考慮から社会主義経済計算問題に接近したのにはそれなりの理由があった。均衡分析論は社会的な労働と資源の配分の資本制的なあらわれ方を、変動する経済的諸現象の量的関連の側面からとらえようとするものであり、均衡へ至るまでの変動の諸過程の歴史的特質を無視する——ここに問題があるのだが——ことにより均衡化として形式的に表現されるものは、いわばいかなる歴史形態においても共通に貫かれる労働と資源配分の経済原則それ自体を表現するものと考えられがちだからである。M・ドップも指摘しているように資格配分の「最適状態にかんする西欧の討論(ディッキンソンその他の)は均衡の達成されるまでの調整の過程を無視」⁽²⁾しており、資源配分、云いかえるならば特定の生産関係のもとに行われる投資決定の歴史的形態が、夫々異なる型をもっていることを無視している点に共通の特徴をもっている。価格変動や費用の運動は資本制的な労働と資源の配分の媒介手段であって、その形式的な諸連関を社会主義的資源配分過程にあては

めることは全く誤っている。

ディッキンソンの場合は、一応投資の計画化が考えられはしていたが、それが諸投資決意の分権的体制を前提とする一般的均衡分析を基礎としている点に明らかなき自己懂着をもっていた。ダービン・ラーナーおよびランゲにおいては、投資の中央計画化は全く議論の背後におしやられ、社会主義経済における価格メカニズムの形式的作用の可能性の論証に終始していた。これは社会主義経済論としては全く間違っており、むしろ資本制生産社会での資源配分の政策論としてみられる方が、その性格に合致したものであろう。それは、経済法則の形式的同一性を前提として議論をすすめたかれらにおいても認めるところであろう。社会主義経済計算論として展開された限界費用原理対平均費用原理の論議が、後の資本主義公企業の価格政策論の源流をなしているのも、この時期における議論の本質的性格とつながりがあるのである。

さてわれわれはダービンとラーナーに代表される論争を、資本主義経済における資源配分的観点からする企業の投資、産出高決定の政策論とみると、ダービンの平均費用原理の推論上の矛盾をつこうとしたラーナーが、自己の限界費用原理を展開するさいに、より決定的な自己矛盾を論理の中にもちこんだことを知るのである。それは、かれが限界費用原理をもって、資源の最も経済的利用を達するための唯一の一般的原理と考え、短期的産出統制原理としてのみならず、長期的固定投資についてもこれを準則化して、長期限界費用概念を導入していることである。限界的思考にたつかぎり、固定投資のごとき不可分割性をもつ問題に限界概念を適用することは論理上許され得ない。かれが長期限界費用概念を用いているとき、それはすでに平均費用的総体分析思考へ移行し、平均費用原理への変質を冒しているとみられうる。ラーナーおよびランゲが、資源配分の政策理論を、限界費用

原理のうえに構築しようとする限り、これは不可避的な論理上の矛盾であった。

われわれは、資本主義公企業での価格政策論において、限界費用原理のこの欠陥がとらえられ、政策原理としてそれが斥けられてゆくのを後にみるであらう。

- (1) J. E. Meade, An Introduction to Economic Policy and Analysis', pp 205-8.
- (2) E. F. Durbin, Problems of Economic Planning, 1949, p. 100.
- (3) E. F. Durbin, 'Economic Calculus in a Planned Economy,' Economic Journal, XLV (Dec., 1936), P. 679.
- (4) *ibid.*, p. 685.
- (5) *ibid.*, p. 686.
- (6) *ibid.*, p. 687 ff.
- (7) *ibid.*, pp. 687-8.
- (8) A. P. Lerner, 'Statics and Dynamics in Socialist Economics,' Economic Journal, XLVII (June, 1937)
- (9) A. P. Lerner, The Economics of Control, 1944, pp. 98-105.
- (10) A. P. Lerner, 'Statics and Dynamics.....', p. 254.
- (11) *ibid.*, p. 259.
- (12) J・ロビンソン「不完全競争の経済学」(加藤訳)一二二ページ以下
- (13) A. P. Lerner, *op. cit.*, pp. 255-6.
- (14) *ibid.*, p. 255.
- (15) *ibid.*, p. 256.
- (16) *ibid.*, p. 257.
- (17) *ibid.*, p. 264.
- (18) *ibid.*, p. 264.
- (19) *ibid.*, p. 270.

- (20) E. F. Durbin, 'Note on Mr. Lerner's 'Dynamical' Propositions,' *Economic Journal*, Vol. 47 (1937) 4, p. 580.
- (21) E. F. Durbin, *Problems of Economic Planning*, 1949, p. 88, p. 140.
- (22) M・ドマン「経済理論と社会主義Ⅰ」一一三頁

四 公有公益事業料金論としての限界原理

1 社会主義経済への形式的な価格制度適用論において、資源配分の一般原則として展開された限界費用原理は、それが資本主義的公企業の価格設定政策理論に引継がれるまえに、公益事業への限界費用原理適用をめぐり、いわばその系論として発生した公益事業公有化論において、間接的な形で公企業価格政策論が論じられたところの、過渡的時期をもっている。

資本主義が独占段階に入り、経済の自由競争的調節力が失われてから、経済過程の記述的理論でなしに、改良主義的な政策理論が要請されるに至って現われはじめた新古典派経済学のなかで、限界費用原理が社会的厚生を増進する政策原理としてとりあげられた。A・マーシャルおよびA・C・ピグウによる収益増産業への補助金提案がそれであって、これらは公益事業における限界費用原理的産出統制をめぐる広汎な討論と理論化の礎、右を留意し、更にここから公益事業の公有化論が一部の論者によって主張されることになったのである。

公益事業料金理論への限界費用原理適用をはじめて論じたのは、H・ホテリングとR・M・モンゴメリであるといわれているが、⁽¹⁾ここではこの問題と共に公有化論をも併せ論じた後者と、更に公有公益事業料金政策論を展開したE・ドロクセルとについてのみ言及することにする。

2 モンゴメリは鉄道および電力産業の夫々について「増分費用価格設定」incremental cost pricing にもとづく料金理論を説述しているが、その基本的な論旨は前者にかんする一九三九年の論稿「政府所有と鉄道の運営」にみられる。このなかでかれはまず、E・R・ジョンソンやF・W・タウシグらが述べるような「鉄道は収支償うべきである」という支配的見解に反対する。かれは一般価格理論が、価格は需要曲線と生産曲線との交点をめぐらねばならないし、真の競争条件下ではそうなると云っているのは、費用逓増か、あるいは一定の産業について云われるならば説得的だが、平均費用の急激に逓減する産業に適用されるには全く不十分なものだとして、マーシャル、ピグウらの収益逓増産業への補助金論に賛成する。

かれの支持するマーシャルの提言とはつぎのことである。「収益逓増法則がきびしく作用する商品について、より低価格で供給を大幅に増加させるに足るだけ補助金を給付するための直接的要費は、その結果生ずる消費余剰の増加に比べればずっと少ないであろう。」そしてこれを実行するための現実的方策の一つは、「社会が収益減少法則に従う商品生産に課税し、収益逓増法則がきびしく作用する商品生産にたいする補助金にあてることであろう。」⁽³⁾ピグウも若干異なる形ではあるがこれと同様の議論をおこなっている。

モンゴメリはさらに、マーシャルらが生産をどれだけ拡大させるべきかについては、何も明確にしていないうと附言して、自ら典型的逓減費用産業たる鉄道業での、きわめて単純化された設例のもとに、「生産は増分費用が必要価格と合致する点まで拡大されるべきこと」⁽⁴⁾を数学的に証明しようとした。

さらに、かれは社会的利得極大化の立場から、マーシャルの議論を支持するだけでなく、増分費用——若干問題はあるが、ここでは限界原理と同じに理解する——で生産される産出高がより低い平均費用で生産される限り、

設備は拡張されるべきであり、鉄道、電力産業が通増費用条件下にあるような場合にも、設備拡張を統行して損失経営に至るべきだと極論する。「鉄道や他の（長期的に）平均費用逓減および相対的に弾力的な需要条件のもとで操業する諸産業は、損失点で運営されるべきである。その価格は増分費用と需要表との交点に決定されねばならない。」⁽⁶⁾そして、かかる政策は莫大な損失補助金を要するし、この政策による利点が確実に得られるためには、政府所有下に政策が実施されることを要するとかれは考えた。

3 E・トロクセルは増分費用原理の基本目的が「産出の増大を確保し、経済的資源の効率的使用を達成するよう、公益事業用役の消費を増大させるもの」⁽⁶⁾であり、「基本的に現存設備の利用に関連して最もよく理解され、最も適切に用いられうる」⁽⁷⁾ものと考える。それは逓減費用産業における利潤極大化の結果たる生産制限を排除し、「価格設定の型を純粹競争条件下のものと同様にする手段」⁽⁸⁾であると見なす。こうしてトロクセルは公益事業料金統制の準則という観点から、現行の平均費用型公正報酬基準の単一適用に代る「二重統制」Dual Controls⁽⁹⁾を提唱した。すなわち、需要にたいして設備が相対的に稀少の場合には需要価格を統制価格として使用し、多大の過剰設備の存在する場合について増分費用価格を用いることである。さらにかれは、増分費用の算定が平均費用より困難であり、又それがきわめて不規則なものであること、能率の異なる設備間の増分費用の相異、設備完全利用の技術的定義、需要変化と価格変動、等の問題が増分原理適用を困難にしている点を認めながら、それらについて夫々現実的便法を講じたうえ、原理適用を可能なものにしようとした。

続いてトロクセルは、この原理による統制は一方において「社会的に認められた公益事業設備利用の実現」と、他方における「設備産出高よりも収益期待と投資価値の保護に動機づけられる私的経営」⁽¹⁰⁾との間にディレンマが

生じ、「投資にかなりの自由が存在するかぎり、この型の価格統制は現存設備の強度の利用を促し、設備拡張と改良を抑制せしめて、資源の非効率的使用をもたらす」ことになりがちであるため、ここに公有公益事業において限界費用原理の適用がより充分に行われうると考える根拠があるとす。公有企業では総利益の極大化や、過去設備投資の重視は私企業ほどに強要されていないからだと云うのである。「現在公有設備の完全利用は、増分費用と価格の均等を料金決定原則として選択する行政官によつて追求されう。原則の使用により、減価償却および報酬が価格の通常の決定因子である場合よりも、現存の過剰設備の利用を増大する。」⁽¹²⁾

4 モンゴメリおよびトロクセルにおいて、費用逓減産業、とくに公益事業にかんする産出統制原理として、限界費用原理が右のように展開されてきた。かれらにおいてはいづれも、限界原理がラーナー、ランゲにおけるごとき限界的思考と撞着する長期限界費用概念を含みつつ社会的資源の一般的——短期的、長期的——原理と思念されてはいない。しかしモンゴメリにおいては、消費者余剰を考慮しつつ行われる総体分析的思考に長期的投資決定準則を求めるといふ形で、なお限界費用原理は固定投資準則たろうとしている。もともとマーシャルの逓減費用産業にたいする補助金給付提案は、独占的生産制限を除去し過剰設備の利用を促進することによつて、あたかも社会的純利得 *net benefit* を増大するようにみせながら、私的独占企業への国家的補助政策を正当化する論拠に容易に使用されうるし、資本制生産の現実的条件のもとでは、そのもつ改良主義的厚生増大効果さえ、抽象的に論じられている程確定的なものであるとは決して云えない。かかる点の検討を全く欠いているのは資本家的経済学者モンゴメリ——のみならず限界原理政策論の討論に加わつた殆んど全てのものも——としては止むを得ないことであろうが、しかし、資本主義的価格政策論としてさえも、かれの議論は消費者余剰という不可測物

を計量せねばならぬかぎりで、現実性のない、従って長期投資政策論としては不毛なものであった。

他方トロクセルにおいては、限界原理が専ら既投資利用の準則として考えられていた点で、短期的産出統制の政策原理としての現実性をもち得ていたといえる。D・F・ペグラムがトロクセルは現存設備から議論を出発させ、投資の尺度を示す基準を明確に示していないと批判したの¹³⁾にたいして、かれは投資問題を省いたのは公共当局がその問題に興味をためぬからだ、理由にならぬ理由をあげ、ついでラーナー的解法も考えられようがこれは実行不能であると述べたのみで、かれ自身何ら積極的な解答を示し得なかつたのは、限界原理を基礎に議論を組み立ててきたトロクセルとしては当然のことであった。

いづれにせよ限界原理は長期固定投資問題にかんしては何の政策原理をも構成し得ないものであったが、公益事業料金理論のなかで一応現有設備利用準則として限定された領域での政策原理の地位を与えられたこの原理が、次の国有企業価格設定論の討論のなかで、それさえも否定されて行くことになるのである。

- (1) B. P. Beckwith, *op. cit.*, p. 115.
- (2) R. H. Montgomery, 'Government Ownership and Operation of Railroads,' in *American Academy, Annals, CCI* (Jan., 1939), p. 137.
- (3) A. Marshall, *Principles of Economics*, 3rd. Ed., pp. 362-76.
- (4) R. H. Montgomery, *op. cit.*, p. 139.
- (5) *ibid.*, p. 144.
- (6) C. E. Troxel, 'I. Incremental Cost Determination of Utility Prices,' *Journal of Land and Public Utility Economics*, XVIII (Nov. 1942), p. 461.
- (7) C. E. Troxel, 'III. Incremental Cost Control under Public Ownership,' *J. o. L. & P. U. E.*, XIX (Aug., 1943).

p. 292.

- (8) C. E. Troxel, 'I,' p. 462.
- (9) C. E. Troxel, 'Economics of Public Utilities, 1947, p. 454.
- (10) C. E. Troxel, 'III,' p. 293.
- (11) C. E. Troxel, 'II. Limitations of the Incremental Cost Pattern of Pricing,' J. o. L. & P. U. E., XIX (Feb., 1943), p. 39.
- (12) C. E. Troxel, 'III,' p. 293.
- (13) D. F. Pegrum, 'Incremental Cost Pricing: A Comment,' J. o. L. & P. U. E., XX (Feb., 1944), p. 58-9.
- (14) C. E. Troxel, 'Incremental Cost Pricing: A Further Comment,' J. o. L. & P. U. E., XX (Feb., 1944), p. 63.

五 国有企業価格政策論と限界原理

1 国有企業の価格設定理論として限界費用原理が、一般的に議論されはじめたのは、英国における産業国有化政策の実現が目前に迫った、一九四四年末のことであった。

最初は公益事業の社会化論としての性格を帯びていたが、兎に角、この年の十二月から「エコノミック・ジャーナル」誌上で、「国有企業の価格および産出量政策」をめぐって J・F・ミード、J・M・フレミング、R・H・コーズ、T・ウイソンらの間に討論が展開された。

2 まずミードがその旧説を再論し、最も効果的に社会の資源を使用するための一般的原理は、「諸要因の限界生産物価値があらゆる用途で同じになるよう配分されねばならない」こと、すなわち「要因の限界生産物価値があらゆる用途においてその要因価格と一定の比率を保つ⁽¹⁾」ことであって、これの特殊ケースとして限界費用と価

格との均等化が考えられるべきだと述べる。そして、ランゲたちが社会化企業経営者の産出高および諸要因使用決定原理として明らかにしたところに従い、各社会化企業経営の実際的な原則として次の二つを定式化する。

「(a) 所与の工場設備による生産物価格が限界主要生産費を超えるかぎり、より多くが生産されねばならない。

(b) 大量の固定資本投資は、それへの年間利子、修繕費、減価償却費等の合計が、新投資より期待される追加的産出物価格に、節約が期待される現存主要因価格を加えたものから、投資の結果生ずると期待される追加的主要因価格を控除したものより少ない場合には、常におこなわれるべきである。」⁽²⁾ さらに例外的な場合として、ミードは、新生産物や新地域での生産、あるいは現生産物の総産出量を甚だしく増大するような、きわめて大規模な新投資にさいしては、それによる追加的産物に含まれる消費者余剰と、代替的投資分野でのそれとを比較することを要求する。これは計量することがきわめて困難であると認めながらも、ミードは只一つ明らかかなことは、かかる「新設備が損失を避け、利益をあげる見込みがあるかどうかの問題なのではない」ことだといっているのである。⁽³⁾

次いでかれは、資源配分の一般的原理が、私企業では国家による競争促進政策により可能であるとしても、独占の不可避的な産業、特に公益事業では一般的原理による運営を可能ならしめるために公有化を要すると述べ、公有企業における限界費用原理の実践は、附随的に二つの利益をもたらすと主張する。すなわち通減費用産業での新投資を可能にして、そこでの大量失業を避けうること、および貨幣賃銀の引下げなしに価格を限界費用まで下げる結果、国民所得の利潤より賃銀への移転が生ずるということである。そしてこの政策が実施されるには、予想される大量損失を補償するために経済の他部面での課税が考えられねばならず、他方、税による分配上の悪影響を避けるためには、むしろ財産公有化の拡大が望ましいと附言した。

かれが現存設備による産出高統制原則と新投資原則とを一応区別し、限界費用原理を前者の準則として限定適用しようとしていることは、限界的思考を行う限り必然のあり方であろう。この点にかんしては、ラーナー、ランゲらよりも限界的思考としての一貫性をもってはいた。しかし、社会的資源配分の関連のなかで限界原理を産出高統制準則として考えたミードは、限界原理が更に別個の重大な問題点を含んでいることを全く見落していた。そしてこれが以下に述べるヘンダーソンやクロスランドたちによって考慮されるに至ると同時に、産出統制準則としてさえ、限界原理は事実上放棄されてゆくことになるのである。

3 一般的資源配分原理にかんするミードの立場には同意しながらも、かれが原理適用上の財務的困難をとりあげたことに反対し、問題はむしろ管理上の難点にあるとしてこの面から公有企業における限界費用原理の実践に批判的な立場をとろうとしたのが、J・M・フレミングである。

かれによれば逓減費用産業でさえ、需要が生産能力を上廻る場合には一時的に逓増費用条件で操業せらるゝし、いづれにせよ「社会化企業の平均費用曲線が上昇的でなく下降的であると期待する特別の理由はなにもない」のであって、社会化と損失問題とは何の関係もない。社会化は産出制限による独占利潤獲得を解消し、資源の産業間配分の適正を恢復するために必要なだけである。

フレミングは限界費用原理の方が利潤原理よりも「非能率な経営者を排除し難い」管理上の欠陥をもっており、ミードの云うような各企業の技術的生産函数にかんする比較統計を能率基準に用いるにしても、統計自体は不十分なものである上、これは利潤原理においても用いるから両原理の相対的利点を変化させるものでないこと、また限界原理は経営者に能率刺激を与え得ないのが一層重大な難点であること、を述べて次のように産業の公有

化とそこにおける限界原理での運営に制限をおくことを主張する。「独占的あるいは寡占的企業を社会化し、最適産出量および価格にかんする政策準則をまもらせることは、資源の産業間配分の改善をもたらすであろう、が同時に利潤原理にもとづく場合よりも技術的能率をひくめることにもなりそうである⁽⁵⁾」。従って公企業の方がより能率的であることが信じられぬかぎり、トラスト破壊 *trust-busting* など反独占政策による競争の恢復の方が社会化より望ましいこと、さらに競争恢復が不可能な場合でさえ、「技術的能率と進歩維持にたいする極大誘因の保持より、独占的産出制限回避の方が重要である場合にのみ、産業は最適原理に従って経営されねばならぬ⁽⁶⁾」。かれの右の議論は、利潤原理や独占の技術的進歩に果す役割にたいする素朴な盲信や、技術的進歩と社会的資源配分の形式的分離にもとづきつつ、基本的な論点——後に明らかとなるような——を外れた効果のない限界原理産出統制論となっていた。

しかし、フレミングはその後一九五〇年二月に「公企業における生産と価格政策⁽⁷⁾」として、再び限界費用原理を論じた時、それへの反対論のあるもの、特に「実践上」の反対論が誇張されすぎていることを述べて、限界原理の公企業での適用を支持する立場を強めることになった。

かれは、ここでまず最適産出量にかんするホテリング⁽⁸⁾ラーナー原理を最も一般的な、かつ曖昧さの少ない形に定式化しようとする。「諸要因ならびに諸生産物価格は、需給を均衡ならしめるものと仮定すれば、追加産出物価値から控除産出物価値を差引いたものが、追加投入物価値から控除投入物価値を差引いたものを超過するよう⁽⁸⁾に、各企業が投入 \parallel 産出を変化させるように企図することにより、最適状態が生ずるのであろう。」

次いでこの定式化に関連する幾つかの論点をとりあげ、そのなかでフレミングは特にこれまで論議されてきた

限界原理が、新生産設備据付けのために生ずるような大量の投入→産出変化にも等しく適用されうる「一般原則の特種な適用」にすぎないと述べて、ラーナー的見地にたつ。かれによれば「投資的投入と流動的投入との違いは、前者が後者よりも大幅な未来価値割引 *discounting of future values* をもつだけである。」⁹⁾こうしてフレミングにおいて限界原理は投資水準およびその利用度を規制する唯一の一般原理として再び復活するのである。これが限界的思想と矛盾する立論であることについては既に触れたごとくである。

続いてかれは、この「純粹な形態の原則が論理上前提する諸条件は現実には存在しないものであるから、それが実際に適用される前に何らかの修正を要する」として、以下の諸策を指示する。第一に、私企業部門での競争の不完全性を相殺するための修正である。社会化産業においても（私企業と同様に）追加産出物価値が追加要因価値に等しくなる点より幾分少い産出を維持して、資源の過度の使用を避けねばならない。第二は団体協約による賃率決定に起因する修正、第三は価格——とくに重要生産要因の——安定化のための修正、第四は所得配分是正のための修正である。

かれの議論の主題である限界原理への反対論について、かれはそれを四つに分類した上で、夫々に反論する。

第一に限界原理は損失をもたらすという財務的反対については、第一修正を考慮し、相対的形態で原理を適用すれば問題はないこと、第二に経営能率の面からの反論には、実現利潤は能率尺度として不十分なものであり、むしろ限界原理に従い乍ら仮定価格 *assumed prices* による利潤水準で判定する方がよいこと、第三に限界費用測定の困難を云う反対論には、平均費用の方がむしろ追加的困難をもっていること、を述べて答え、最後に限界原理が一般になじまれていない点が最も強力な反対論だが、それは過渡的な問題だと述べて、限界原理を理論と実

践の両面で弁護したのである。

しかしわれわれは、フレミングが限界原理への反対論として分類したものよりも、むしろ原理適用上の修正といわれるものの方に、限界原理への根本的な反対論拠を構成するものがあること、そして修正のあるものは、根本的に原理そのものを否定するものであることに注目せざるを得ない。とくに第一のものについて、フレミングは公企業経営者があたかも産業全体の要因搾取 factor-exploitation（要因価格を越える限界生産物価値）の推定平均率にひとしい従価税 *ad valorem incidence of tax* を課されたごとく行動すべきだとしているが、かかる R・F・カーンの不完全平均度の測定など不可能であることを別にしても、これは公企業が限界原理から離れてまさに私企業と同じ程度の利潤原理的産出統制を行うべきことを意味する。これは要するに、私企業部門の不完全競争を「論理上」前提としない純粹原理なる奇妙なものが、現実の不完全競争経済のもとで、しかも公企業部門のみが部分的に資源配分を最適化するなど成立ちえないという当然の論理によって、かれの限界原理が自己崩壊したことを示すものと云えよう。かれの反批判は、既にこの前年（一九四九年）には A・M・ヘンダーソンによる限界原理批判のなかに、その致命的なものの一つと思われる不完全競争と資源配分の問題があげられていたにも拘らず、その重大性に気付かず、これに比べればむしろ何の意義ももたない問題について、無駄な反論を行っていたわけである。

4 ミード、フレミングらと同じ討論に加わり乍ら、資本主義的私企業制を擁護する立場からミードの限界費用原理に公有化論に反対する形で原理の批判を行ったのは、R・H・コーズと T・ウイルソンであった。

R・H・コーズはミードとフレミングが限界原理を復活させて公企業にそれを適用しようとしたのは、公益事

業の価格設定問題における主要な論点をむしろ混乱させるものと非難する。すなわち理想的料金は総収益と総費用の均等および価格と限界費用の均等を共に満たすべきだが、逓減費用産業でそれが不可能な場合、二部料金制により限界原理的産出高効果を維持し乍ら、損失を避けるのが問題の眞の解決方向だとした。¹²⁾

T・ウイルソンもほぼ同様の批判を行う。公企業に限界原理が適用されるとしても、能率判定尺度の点で問題があり、かつ又投資政策が特に困難となつて重大な資源濫用を生ぜしめるだろうから、各企業が利潤原理にたつのが最良だと述べる。そして公益事業のように特殊なケースは二部料金制が望ましいし、需要の継続低減時には限界原理の適用も考えうるが、それより資本圧縮法 (write down the capital) の方が望ましいとして、価格政策論からする公益事業公有化論に反対した。¹³⁾

限界原理が単に既存の過剰設備利用のための政策理論として論じられる段階では、かれらの議論は一つの反論の論拠にはなり得ても、ミードらの考える社会的資源配分の政策理論の次元においてはそれらは見当違いの議論であつた。

5 国有企業の価格——産出量統制原理そのものを論じながら、限界原理に批判的な立場をとつたのはA・M・ヘンダーソンである。かれは「国有企業における価格と利潤」問題を検討するに先だつて、既に公益事業についての限界原理論をめぐつて、それに伴う幾つかの「危介な事情」や不完全市場の問題をとりあげて批判的な態度を示していた。¹⁴⁾

国有企業の価格設定原則については、それが価格制度の作用と中央計画化との折衷、すなわち投資諸決定のあるものの権限委譲を受けた経営者が、中央当局の一般的目的による統制に合致し乍ら行動することを保証するも

のと考える。かれの云う計画化とは単なる統制にすぎないが、かかる価格設定制度に必要な準則は、資源の浪費を避け、明瞭かつ正確に評価しうるデータにより、事後的に能率判定の可能なものでなければならぬ。かれは「多くの単純化仮定が行われるならば限界費用価格設定論は認めうるものである」⁽⁴⁵⁾が、限界論者たちが政府をしてこの原理をとらせるべく説得するのに失敗したのには、次の難点があったからだとみなす。

- (1) 限界費用概念は単純でない。限界費用関数は不連続であり、時間により異なるし、又その探知も困難である。
- (2) 投資決定上の実践的基準たり得ない。
- (3) 多くの産業に損失をまねく。
- (4) 政府は間接税手段として限界費用を超える価格を要することがある。
- (5) 不完全競争下では国有産業の過大拡張とならう。
- (6) 地方的失業を避けるためには、労働の限界生産力以上の賃金を以て雇傭することも必要となりうる。
- (7) 企業産出高は外部節約条件をも考慮して決定されねばならぬ。
- (8) 価格制度が不可避的にもたらす所得不平等の調整のため、限界原理からある程度偏倚する必要がある。
- (9) 国有化の目的上、国有企業は景気循環の回避、軍備、社会的構造、地方的美観や保健等をも顧慮せねばならぬ。

右のことがらを考えるならば「現在の諸条件で国有産業に限界原理を適用するよう直截に指示することは不可能であり、可能であるとしても、悪い結果を生むであろう」と述べて「ヘンダーソンは限界原理とは別個の具体的提案を呈示する」。

政治当局は二つの（産出量）統制手段をもつ。一つは特殊な補助金や税金の賦課、他の一つは年度納付金 Annual Payment の調整である。年度納付金は諸産業証券の長期利率および償却率 rate of amortization によって投下資本（時価で評価）から期待される収益とされ、全般的には、この年度納付金を含む総費用補償の可能なように経営されるが、特定の必要——国防、所得配分、外部節約のための産出奨励、あるいは国有産業の過大生産や資源供給産業での不完全競争の存在の場合、年度納付金の量を増減して産出量を統制する。

新投資については、それが価格を引下げることなしに将来、利子および資本償却費を補償するに足るだけの年度納付金を可能にするならば常に承認される。

各生産物の相対価格は、年度納付金により規制された一般水準において、平均直接費に比例するように決定される。

以上がヘンダーソンの主張の概要であるが、かれの具体的提案が総費用主義的平均費用原理のうえにたっていることは明らかである。しかし、かれの限界費用原理にたいする態度は、抽象的理論の段階でその正当性を認め、実践上の難点を考慮して修正を行わない限り有害な原理であるとするもので、ダービンやさらにフレミングとさえ共通なものをもっている。只、限界原理への批判的立場を強くとうとうとしていた点が、かれをダービンに近いものにしていた。さらにかれがあげた諸難点には(1)、(2)、(5)、のごとく限界原理が資源配分の政策原理として考えられる場合に致命的な理論上の欠陥が含まれていたが、かれはその意味をまだ充分に把握してはいなかった。

6 ヘンダーソンよりも一層明確な限界原理の反対者だったのは、C・A・R・クロスランドである。かれはミード以来の公企業価格設定論において、限界原理が支配的であったことを指摘し、かつそれが主として費用削減

的な公益事業における損失問題という特殊な形で論議をよびおこしてきたが、限界原理にはより一般的な反対論が加えられうることに注目した。その一つは限界原理の仮定が余りに厳しすぎて、非現実的なものであること、第二は不完全競争が私的部門に大きく存在している限り限界費用価格は「理想」的解決でないこと、第三に多くの公有企業は逓減費用状態で操業するだろうから、限界原理は損失を公益事業以外にも拡大するだろうこと、第四に工場の建設や閉鎖にあたり消費者余剰の評価を要することは、実行の容易ならざる準則であること。クロスランドはこれらの批判がきわめて効果的であるとして、限界費用原理に反対する。「あらゆる工場や産業において因襲的な限界費用価格が採られるべき余地は少しもない。」

かれは公益事業では主として所与の設備から正しい産出量を得ることに問題があり、ここでは二部料金制（可能ならば差別価格）を用いること、平均費用と限界費用との差が途方もなく大きい場合や、二部料金制が不可能な場合には、限定的な固定費補助制を用いることを提唱し、これにたいして一般の複数工場設備産業 *multi-plant industry* においては工場設備数が問題となるもので、ここでの価格設定原則は、各工場設備の産出水準と共に工場設備数にも関連するのであって、ここで限界費用が問題になるとすれば、「産業での限界費用」すなわち限界企業での平均費用だと考える。かくて原則の一般の骨組は次のごとく設定される。「(1)物的生産物が同質であれば、理事会は現在の供給と需要とを均等ならしめるよう価格を決め、その後現在産出高販売価格が限界工場の平均費用に均等化するまで産業を拡大または縮小する。(2)物的生産物が相異なる場合、工場経営者は長期的に限界収入と限界費用とを均等ならしめ（理事会の拒否権には服する）、理事会は産業全体や個別商品の生産を個々の工場と個々の生産物のいづれについても平均費用が平均収入と等しくなるまで拡張または縮小する。(3)いつの

場合も新投資は予想収益が（右の価格原則に基いて）予想費用を完全に償うならば企てられる。¹⁹⁾

次いでかれは費用および正常利潤の意味や規定については国有化立法に与えられたもので充分とし、何ら原則実行上の難点はないと述べた後、右の諸原則は「現代の理論と実践の危険なギャップに橋をかけ」、²⁰⁾ 損益基準を残して消費者選好に従い乍ら、最高能率を維持させ、投資政策基準を用意し、損失を回避しつつ、私企業との競争を行い、要するに価格メカニズムを用いつつ資源の最適配分に近づく利点をもっている」と主張した。

なお例外的な場合——食糧製造のごとき厚生の視点を要するもの、社会的費用と個別費用との差異、需要の永久的低減のためスクラップ化以外に用途のない老大な固定設備、工場間の極端な費用差、経済変動と完全雇傭維持の必要等々の存在する場合には、ある程度の損失無視、あるいは費用平均化政策が必要だとして加えた。

7 最後にクロスランドと同様、公企業における平均費用価格設定論を唱えたH・ノリスとI・M・D・リトルの説を簡単にみておこう。

H・ノリスの議論を要約すれば、限界費用の変化の不連続性、および「過去は過去」式の論理が不当に固定設備以外にも拡大適用される危険があることを理由に限界原理に反対し「公企業における管理の黄金律は、需要を經常的産出高に均等ならしめるよう価格を設定し、価格が平均費用に等しくなるまで損益に従って拡張または縮少すること²¹⁾」であること、更に共通費配分にかんして複数料金制や差別価格の使用が考えられる、ということである。

I・M・D・リトルは、限界原理が購買あるいは生産される量に不可分割性がある場合、適用不能であり、又投資決定にさいしての伝統的消費者余剰基準は、第一にそれが部分的分析だけの結果にすぎず、第二に価格と限

界費用が他でも等しいことを要求するが、これは不可能だと述べて反対した。そして限界費用が零か、あるいは平均費用よりはるかに小さい時には限界費用価格設定が望ましいかも知れぬが、一般的に「社会化された公企業は、少くとも総費用の補償を意図すべきであり」²² 価格は限界費用より高くなければならぬ、と主張したのである。

8 われわれは以上の討論の推移を通じ、資源配分の適正化視点からする国有企業価格設定の政策論議において、限界原理がはじめ支配的であったにも拘らず、次第に斥けられていったことを知る事ができる。

論者により主張には差異はあったが、限界原理が新投資準則としては役立たないものであることは全般的に承認されていたようである。限界費用原理の支持者であるミードやフレミングにおいては、夫々モンゴメリやラーナーの議論にみられると同様な、長期的投資準則としての限界原理論が述べられてはいるが、それでもなお、ミードにおいてはこれが例外的とされていた。

短期的産出統制原理としてのみ考えられるかぎり、限界費用原理は資源配分の政策理論としては殆んど無意義なものとなされざるを得ないであろうが、更にかかる限定された範囲での政策理論——短期的流動資源配分にかんする——としてさえ、反限界原理論者たちが指摘したように、経済において不完全競争が支配的な私的部門がまだきわめて大きな比重をしめているところで、公企業部門のみ限界原理に従うとしても何ら「正しい解」²³ には違しないという反論の前に、フレミングにみられたような自己崩壊さえ生ぜざるを得なかったのである。

こうして右にみてきたかぎりでは、国有企業価格設定論において、限界費用原理が平均費用原理を制し得ないばかりか、事態は逆の傾向を示すことになったのであって、ヘンダーソンやクロスランドたちの平均費用原理に反映されているところの、現実の国有企業価格政策にたいして、限界費用原理論は結局、何の影響をも及ぼし得

- (1) J. E. Meade, 'Price and Output Policy of State Enterprise,' *Economic Journal*, LIV (Dec., 1944), p. 321.
- (2) *ibid.*, pp. 322-3.
- (3) *ibid.*, p. 325.
- (4) J. M. Fleming, 'Price and Output Policy of State Enterprise. A Comment,' *Econ. Jour.* LIV (Dec., 1944), p. 334.
- (5) *ibid.*, p. 337.
- (6) *ibid.*, p. 339.
- (7) J. M. Fleming, 'Production and Price Policy in Public Enterprise,' *Economica* (New Series), Vol. XVII, No. 65-68, (1950) pp. 1-22.
- (8) *ibid.*, p. 1.
- (9) *ibid.*, p. 3.
- (10) *ibid.*, pp. 3-4.
- (11) A. M. Henderson, 'Prices and Profits in State Enterprise,' *R. o. E. S.*, Vol. 16 (1948-50), p. 18.
- (12) R. H. Coase, 'Price and Output Policy of State Enterprise. A Comment,' *Econ. Jour.*, LV (April, 1945), pp. 112-3.
- (13) T. Wilson, 'Price and Outlay Policy of State Enterprise,' *Econ. Jour.*, LV (Dec., 1945) pp. 454-61.
- (14) A. M. Henderson, 'The Pricing of Public Utility Under takings,' *Manchester School*, XV (Sep., 1947), pp. 242-5.
- (15) A. M. Henderson, 'Price and Profit.....', p. 17.
- (16) *ibid.*, p. 19.
- (17) C. A. R. Crosland, 'Prices and Costs in Nationalized Undertakings,' *Oxford Economic Papers* (New Series),

Vol. 2 (Jan, 1950), p. 53.

(8) *ibid.*, p. 55.

(9) *ibid.*, p. 61.

(10) *ibid.*, p. 65.

(11) H. Norris, 'State Enterprise Price and Output Policy and the Problem of Cost Imputation,' *Economica* (New Series), Vol. XIV, No. 53-56 (1947), p. 61.

(12) I. M. D. Little, *A Critique of Welfare Economics* 1950, p. 195.

(13) C. A. R. Crostand, *op. cit.*, p. 32.

六　　む　　す　　び

これまでみてきた国有企業の価格政策論議の全般的推移から知られるところを要約すれば、次のようなものとなるろう。

(1) 政策論の源流が、社会主義経済における価格メカニズム作用の可能性をめぐって展開された、社会的資源配分の政策準則論に求められるのは、右の議論がまさに形式的な次元でのそれであり、かつ以降の議論も同様に形式的なものであったためである。

(2) そしてこの時期に平均費用原理と限界費用原理が対比して論じられ、後者がその後の価格政策論に主流となる基礎が形成されたが、ここで限界費用原理は限界分析思考と矛盾してまで、長期的投資決定をも規制する政策準則とされていた。

(3) 次いで公益事業料金論においては、社会的利得あるいは厚生 of 極大の視点からする過剰設備利用最適化にか

んする、部分的最適準則として限界原理が考慮されると同時に、やはり消費者余剰を考慮する総体分析思考と結合して長期的投資準則たらしめようともされていた。が後者は限界原理が投資基準を不明確にするだけであって、結局は限界原理が長期決定の政策規範たり得ず、せいぜい部分的最適化のための短期的産出統制のみに関連しうるものたることが認識されてゆきつつあった。

(4) 国有企業価格政策論でも一面において限界原理が短期的産出統制準則とされながらも、他面ではやはり長期的投資規制準則に関連させられる傾向があったが、新投資準則としての政策原理論のみならず、短期的政策原理論としてさえ、不完全競争経済下の部分的最適批判の前に限界原理は挫折せざるを得なかった。

こうして現在では平均費用原理による価格政策論が、かつて支配的であった限界原理論にとってかわりつつあるが、それは限界原理自体に内在する価格政策規範としての論理的——抽象的形式性においてはであるが——な欠陥にもとづくものであった。

しかし国有企業価格政策論とはいい条、これらは価格や費用の運動あるいは現実の政策内容等々にかんする本質的な認識をめざすものではなく、生産諸要因とか資源の配分問題として、現象論的、生産技術論的にますます形式化され、経済学的範疇性をますます失って行った概念を用いての機能論的思考のうえにたつて議論が展開されてきた。この点では限界費用論も反限界費用論も何ら選ぶところはない。ここでは例えば費用項目の中に旧所有者への補償支払が含まれ、いわば私用時に勝るとも劣らぬ利潤が費用化されつつ、剰余価値が生産されていることなど、全く問題とはされないものである。需要価格が資本主義的な生産関係とそれにもとづく所得配分に規制されることは無視されている。そして形式的に生産諸要因の限界生産力の均等化、すなわち限界費用と価格との

均等化が抽象的に議論の対象となってきたにすぎない。

かかる形式的論議のなかで、平均費用原理が論争の過程で一応優位をしめるようになったということは、それが価格政策論の本質認識とは関係なしに、現象的な資本家的実践原理として、資本家的認識方法の範囲内で限界費用原理論を制しつつあることを意味するにすぎない。

資本主義的国家企業は価格制度の支配のもとに、私企業と同様平均原理的損益思考に導かれながら——長期的収支均衡化原則という特殊な形態はとつても——投資諸決意を行ない、不断の変動を蒙りながら利潤率の探湯に従つてなされる社会的諸資源の資本制的配分の一環を形成しつつ運動してゆかざるを得ないのであつて、価格政策論争の結果は、この点からみてむしろ当然の成りゆきであつたといふのであろう。

〔補記——本稿では紙数その他の関係上、価格政策と価格の運動の現実にかんする具体的検討に触れることはできなかった。これについては既にいくつかの研究もみられ、拙稿「国有企業経営管理機構論序説」（本誌第七卷・五号）においても英国公共企業体の現実的側面の一つとして論じておいたが、しかしいづれもまだ充分なものではなかつたように思われる。他日、右の問題を独立にとりあげ改めて別稿に論ずる予定である。〕